大学・社会人支援補助金交付要項

1 目 的

宮崎県競技力向上対策基本方針に基づき、大学・社会人競技力の向上を図る。

2 補助対象

国民体育大会や全国障害者スポーツ大会等で活躍が期待される大学・社会人の団体又は個人(以下「団体等」という。)で、支援を必要とするもの。

- 3 補助対象経費等(領収書の宛名は、補助対象の団体名(チーム名)・個人名とする。)
 - (1) 交通費 合同練習、遠征等の講師、指導者、選手の旅費
 - (2) 宿泊費 県内外1泊9, 800円(税込)以内を原則とする。ただし、本会が定めた宿 泊料金を超過する部分は、補助対象外とする。
 - (3)使用料賃借料 会場借上料、競技用器具使用料等
 - (4)報償費 上限1回20,000円 ※合宿練習等の講師の謝礼
 - (5) 需用費 競技用消耗品費等
 - (6) 役務費 通信運搬料、振込手数料
 - ※ 活動状況及び実績を考慮して、年度間1回、別に定める基準により補助する。
 - ※ 宮崎県又は本会等の補助金と重複する場合は、重複する部分の補助金は交付しない。
- 4 対象団体の決定
 - (1) 関係加盟団体の推薦に基づき強化・育成委員会で決定した場合。
 - (2) 競技力向上対策委員会の指定を受けた場合。但し、この場合は事後に関係加盟団体の推薦を受けなければならない。
- 5 事務手続き

推 薦 関係加盟団体は指定期日までに本会へ推薦する。 (令和5年4月21日)

審議、決定 推薦に基づき強化・育成委員会で審議、決定する。 (令和5年5月 8日)

補助金の内示 本会から関係加盟団体へ補助金等を内示する。

補 助 金 申 請 関係団体等は関係加盟団体を通して本会へ補助金交付申請書を提出する。

補助金交付 本会から関係加盟団体へ交付決定を通知する。 本会から関係加盟団体の指定口座に補助金を振り込む。

事業寒施 (令和5年4月1日~令和6年2月末日)

事業実績報告 関係加盟団体は事業終了後30日以内(但し3月10日まで)に本会へ報告する。

確 定 通 知 本会から関係加盟団体へ額の確定通知を行う。

- 6 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。
- 7 この要項は、平成24年4月1日から施行する。

平成27年 4月1日一部改正

平成29年11月7日一部改正

平成31年 4月1日一部改正

令和 3年 4月1日一部改正